

中部運輸局自動車交通部

平成29年8月 1日 14:00発表

連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 中山、伊藤、水谷

Tel 052-952-8038

国土交通省中部運輸局静岡運輸支局

輸送監査担当 小松田、足木

Tel 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

名義貸し行為を行ったトラック 事業者を事業停止処分

平成28年9月13日に静岡運輸支局が株式会社愛翔の本店に一般監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法に違反する事実が確認されたことから、同法第33条の規定に基づき下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分を行ないましたのでお知らせします。

記

1 行政処分事業者及び営業所

事業者名：株式会社 愛翔（代表取締役 茂川 享広）

住 所：静岡県磐田市大久保420番3

営業所：本店（静岡県袋井市深見1373番地の6
フォーブルリバーサイド201号室）

2 行政処分書の交付日時及び場所

平成29年8月 1日（火） 午前10時

中部運輸局 静岡運輸支局（支局長 深谷 克巳）

静岡市駿河区国吉田2丁目4番25号

3 行政処分内容

- ・30日間の事業停止
- ・上記事業停止期間終了日翌日から事業用自動車の使用停止90日間
（2両×45日間）

4 監査実施の端緒

平成27年9月12日に重傷事故を惹起したため、運行管理体制等を確認すべく監査を実施したものの。

5 主な違反内容及び違反条項

- ① 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させていた。
(貨物自動車運送事業法第27条第1項)
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ③ 点呼を確実に実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- ④ 運転者の健康状態の把握をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- ⑤ 特定の運転者(事故惹起運転者・初任運転者)に対する運転適性診断(特定診断I・初任診断)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	39点
当該事業者が付された累積違反点数	39点